

**奈良県告示第四百三十号**

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき県當土地改良事業（ため池整備事業・黒田池地区）計画を定めたので、同条第五項の規定により、当該土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十年三月十八日

奈良県知事 荒井正吾

**一 縦覧期間**

平成二十年三月十九日から同年四月七日まで

**二 縦覧場所**

田原本町役場